

○姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例

令和6年3月21日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営等の許可（以下単に「許可」という。）に係る手続、基準等を定めることにより、墓地等の安定的かつ永続的な経営の確保及び周辺環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 墓地 地方公共団体又は宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であって、本市の区域内に事務所を有するものをいう。以下同じ。）
- (2) 納骨堂 地方公共団体、宗教法人又は認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体をいう。以下同じ。）
- (3) 火葬場 地方公共団体

(事前協議)

第4条 許可を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、墓地等の設置、変更又は廃止の計画（以下「設置等計画」という。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、申請予定者に対し、設置等計画について必

要な指導及び助言を行うことができる。

(標識の設置)

第5条 申請予定者は、規則で定めるところにより、設置等計画に係る敷地の外部から見やすい場所に、当該設置等計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。ただし、公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の標識は、設置等計画に係る許可を申請する日まで設置しなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(周辺住民等への説明)

第6条 申請予定者は、規則で定めるところにより、設置等計画に係る敷地の境界線からの水平距離が墓地又は納骨堂にあつては110メートル以内、火葬場にあつては220メートル以内の区域に存する土地又は建物を所有し、又は占有する者その他規則で定める者に対し、当該設置等計画について説明を行わなければならない。ただし、公衆衛生上の支障及び周辺環境に及ぼす影響が少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、前条第1項の規定により標識を設置した日から14日を経過した後でなければ、これを行うことができない。

3 申請予定者は、第1項の説明を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(許可の基準)

第7条 市長は、許可の申請があつた場合において、第3条に定める者が第4条から前条までに定める手続を経ており、かつ、当該申請に係る墓地等が第9条から第14条までに定める基準に適合するものでなければ、許可をしてはならない。

(許可の条件)

第8条 市長は、許可に際し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な範囲内で条件を付することができる。

(墓地等の経営の基準)

第9条 墓地等の経営は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地等を安定的かつ永続的に経営するに足る経理的基礎を有すること。
- (2) 墓地等を適正に管理するため必要な体制が整備されていること。
- (3) 墓地又は納骨堂にあつては、費用、管理方法その他の使用に関する契約の内容が明確であること。

(墓地等の設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地等に係る土地及び建物は、墓地等を経営しようとする者が所有し、かつ、所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (2) 墓地にあつては、学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から110メートル以上離れた場所であり、かつ、国道、県道その他主要な道路及び鉄道に近接した場所でないこと。
- (3) 火葬場にあつては、学校、病院その他公共的施設及び住宅の敷地から220メートル以上離れた場所であること。
- (4) 宗教法人が経営しようとする墓地又は納骨堂にあつては、当該宗教法人の事務所が存する市立中学校の校区内であること。
- (5) 認可地縁団体が経営しようとする納骨堂にあつては、当該認可地縁団体が経営する墓地の敷地内又は敷地に隣接する場所であること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、墓地等の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

(墓地の構造設備の基準)

第11条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 墓地の周囲に垣、塀等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 墳墓を設ける場所(次号において「墓所」という。)の数が、墓地の需要に応じた適正な数であること。
- (3) 個々の墓所に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。

- (4) 墓地の区域内に緑地等が設けられていること。
- (5) 管理事務所が設けられていること。
- (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。
- (7) 飲料水を汚染するおそれがある場合にあつては、汚染防止のため必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、墓地の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第12条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 堅固な建物であること。
- (2) 十分な換気が行われる設備が設けられていること。
- (3) 出入口及び焼骨を収蔵する設備に施錠装置が設けられていること。
- (4) 焼骨を収蔵する区画の数が、納骨堂の需要に応じた適正な数であること。

2 前項の規定は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、土地の状況、納骨堂の構造設備等を勘案し、公衆衛生の見地から支障がないと市長が認める場合においては、適用しない。

(火葬場の構造設備の基準)

第13条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火葬場の周囲に垣、塀等が設けられ、隣地との境界が明らかにされていること。
- (2) 火葬場の敷地内に緑地等が設けられていること。
- (3) 十分な防臭及び防じんに係る能力を有する火葬炉が設けられていること。
- (4) 残灰庫が設けられていること。
- (5) 管理事務所及び待合所が設けられていること。
- (6) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。

(縮小又は廃止の基準)

第14条 墓地等の変更（縮小に係るものに限る。）又は廃止は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 墓地又は納骨堂にあっては、縮小又は廃止に係る部分の改葬が完了し、墳墓又は焼骨を収蔵する設備を撤去するものであること。

(2) 火葬場にあっては、縮小又は廃止に係る火葬設備を撤去するものであること。

2 前項の規定は、廃止しようとする墓地等について、新たに許可を受ける者がある場合においては、適用しない。

(完了検査等)

第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長の検査を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該墓地等が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、許可を受けた者にその旨を通知するものとする。

3 許可を受けた者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ当該許可に係る墓地等を使用してはならない。

(みなし許可の届出)

第16条 法第11条の規定により許可があったものとみなされた墓地又は火葬場に係る事業の認可又は承認を受けた者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る墓地又は火葬場を経営しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の変更の届出)

第17条 墓地等の経営者（許可を受けた者及び前条第2項の規定による届出を行った者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、次に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 墓地等の名称

(2) 墓地等の経営者の名称、所在地又は代表者の氏名

(3) 法第12条に規定する管理者の氏名又は住所

(4) 第11条第1項各号、第12条第1項各号又は第13条各号に掲げる墓地等の構造設備

(5) その他規則で定める事項

(名義貸しの禁止)

第18条 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等を経営させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反すると認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 墓地等の名称及び所在地

(2) 墓地等の経営者の名称、所在地及び代表者の氏名

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ墓地等の経営者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(立入検査等)

第19条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、当該職員に墓地若しくは納骨堂又は許可を受けることなく墓地等に相当する区域若しくは施設（次条において「無許可施設等」という。）に立ち入り、その区域若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又はその管理者から必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(命令)

第20条 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、無許可施設等の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 第15条第3項の規定に違反した者

(2) 第18条第1項の規定に違反した者

(3) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(4) 前条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第16条第2項の規定に違反した者

(2) 第17条の規定に違反した者

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に許可を受けて経営している墓地等のうち、第3条及び第9条から第13条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墓地等の変更（拡張に係るものに限る。）の許可を行う場合における当該変更に係る部分については、この限りでない。

3 施行日前にされた申請については、第3条から第15条までの規定は、適用しない。

4 施行日前にされた申請に係る許可を受けた者については、第17条第4号及び第5号の規定は、適用しない。